

知的財産(権)とは…

発明や創作による知的創造物が「知的財産」。それを保護する権利が「知的財産権」。この権利は「産業財産権」と文学や芸術などを保護する「著作権」からなり、産業財産権には「特許権」「実用新案権」「意匠権」「商標権」の4つの権利がある。これらは特許庁に出願し登録されることによって、初めて独占的に使用できる権利となる。

あなたのアイデアを
盗用・模倣から守ることができます！

知財総合支援窓口

札幌市北区北7条西4丁目1-2 KDX札幌ビル 北海道発明協会内

☎011-747-8256

[Eメール] chizai@jiii-h.jp [利用時間] 9:00~12:00、13:00~17:00

[休日] 土・日曜、祝日、12月29日~1月4日

チザイ 知財で知る 北海道のチカラ

-vol.6-

地域団体商標「釧路ししゃも」 商標は関係者の目指す目標となった「灯台」

北海道産シシャモと聞いて、真っ先に思い浮かぶ産地はむかわ町だろう。しかし、シシャモの漁場は、胆振から釧路の沿岸に広がっていて、全道の漁獲量のほとんどは、釧路・十勝管内のものだ。

日ごろ見かける「子持ちシシャモ」の大半が輸入物の「カラフトシシャモ」という別種で、輸入量は「本家」の漁獲量の数十倍にも上る。本家はというと、わずか554t(平成26年)の貴重な魚。

シシャモが遡上し産卵する新釧路川を抱える釧路市は、全国に先駆けてふ化事業を行うなど、資源を人の手で守り、育ててきた。また、漁業者によるPR活動

は従来から行っていたが、より地域ブランドを推進するきっかけとなったのが、「釧路ししゃも」という地域団体商標だ。

平成19(2007)年、釧路の産品のブランド化を進める釧路地域ブランド推進委員会が設置され、官民一体となった取り組みが行われた。その一つとして、市漁協が中心となり、地域団体商標の登録を目指したのだった。ブランド推進委員であり、商標を管理している市漁協の坂拓成さんはこう話す。「生産地として釧路のシシャモをアピールしたいという気持ちは関係者全員が持っていたけれど、そのための活動はバラバラ。生産者や加工業者、それに私たち

の目的を明確にしたのが、商標の登録。それがブランド化を進めるうえで一つの旗印となったんです」。知財総合支援窓口のサポートを受けながら出願した商標は、平成25(2013)年3月に登録された。

ブランド化によるPR効果について、釧路市水産加工振興センター所長の澤口理絵さんはこう話す。「ギフトなどで釧路ししゃもの通称『赤箱』を指名買いでするお客様が増えてきている実感はあります。ただ、まだブランドは歩き始めたばかりなので、市内を釧路ししゃもの赤いばかりで埋め尽くすくらいの意気込みでがんばりたいと思っています」。



生の場合、販売は獲ってから4日以内、干物の場合は水分量・塩分・製品重量を定めるなどの基準を満たしたものに称号が与えられる。市内の漁協アンテナショップ「マルリョウカワエ」などで販売。



40隻の船が底引き網で行うシシャモ漁。家族総出で選別する風景は、秋の風物詩だ。



衛生的な室内の「天日乾燥室」で干し上げるシシャモは、旨みの凝縮された身とプチプチの卵が絶品。



厳しい基準を満たした高い品質の証、釧路ししゃものブランドマーク。



釧路ししゃもへの熱い思いを話してくれた、坂さんと澤口さん。

取材協力

釧路市漁業協同組合

釧路市浜町3-12 TEL.0154-22-5151

釧路市水産港湾空港部 水産課 釧路市水産加工振興センター

釧路市浜町1-8 TEL.0154-31-1405